

議案第 14 号

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例

橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
(料金)		(料金)	
第24条 料金は、毎使用月における使用者の使用水量に応じ、次の区分により定める額とする。		第24条 料金は、毎使用月における使用者の使用水量に応じ、次の区分により定める額に、当該額に消費税に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。	
第2条に規定する給水区域の料金		第2条に規定する給水区域の料金	
(1) 専用給水装置		(1) 専用給水装置	
用途	料率	基本料金(1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)
【一般用】 基本料金	使用水量	①月当たりの使用水量が5立方メートルまでの場合	1,813円
		②月当たりの使用水量が5立方メートルを超えた場合	1,980円
【一般用】 超過料金	月当たりの使用水量が10立方メートルを超えた場合、超えた使用量1立方メートルにつき		198円
【一般用】(大口) 基本料金		80立方メートルまで	13,186円
【一般用】(大口) 超過料金	月当たりの使用水量が80立方メートルを超えた場合、超えた使用量1立方メートルにつき		165円

【営業用】 基本料金	15,840円
【営業用】 超過料金	198円
【浴場営業用】 基本料金	17,486円
【浴場営業用】 超過料金	117円
【私設消火栓・消防の 演習用】	1,166円
【臨時用】	233円
備考 1～4 略	
5 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。	

(2) 共用給水装置

基本料金(1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)
水量	料金
5立方メートルまで	990円
備考	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(手数料)

第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

- (1)～(3) 略
- (4) 開栓手数料 1件につき 1,200円
- (5)～(9) 略

営業用	80立方メートルまで	13,186円	165円
浴場営業用	200立方メートルまで	14,584円	98円
私設消火栓・消防の演習用	1栓1回	973円	
臨時用	1立方メートルにつき	195円	
備考 1～4 略			

(2) 共用給水装置

基本料金(1月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)
水量	料金
5立方メートルまで	824円50銭
備考	165円

(手数料)

第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

- (1)～(3) 略
- (4) 開閉栓手数料 1件につき 400円
- (5)～(9) 略

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第24条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前における使用期間を含む使用月の料金の額の額については、なお従前の例による。